国際予備審査機関 ＩＬ	イスラエル特許庁	附属書 Ｅ ＩＬ
次の受理官庁について管轄する国際予備審査機関	ＧＥ，ＩＬ，ＵＳ	
国際予備審査機関に支払う手数料：		
予備審査手数料（ＰＣＴ規則58）[1]	新イスラエル・シェケル（ILS）　1,758	
追加の予備審査手数料（ＰＣＴ規則68.3）[2]	ILS　1,758	
取扱手数料（ＰＣＴ規則57.1）[3]	ILS　812	
国際予備審査報告に列記された文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則71.2）	１文献につき　ILS　50	
写しの入手方法	当該国際予備審査は請求された場合に限り，国際予備審査報告に列記された各非特許文献（ＮＰＬ）書類の写し１通を無料で出願人及び選択官庁に提供する。複数通の写しの場合，各官庁には無料で，出願人には上記の手数料の支払を条件として提供する。 書類の写しの請求は，ＩＬＰＯのセキュリティ付ＰＣＴウェブサイト https://pctonline-sc.justice.gov.il/ 又は電子メール PCToffice@justice.gov.ilに行うことができる。	
国際出願の一件書類中の文書の写しのための手数料（ＰＣＴ規則94.2）	１文献につき　ILS　50	
異議申立手数料（ＰＣＴ規則68.3(e)）	な　し	
遅延提出手数料（ＰＣＴ規則13の3.2）	ILS　527	
国際予備審査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す ＰＣＴ規則58.3に規定する場合：100％払戻し 国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合：100％払戻し	
国際予備審査のために受理する言語	英語	

［次頁に続く］

1　この手数料は，国際予備審査機関に支払う。

2　この手数料は，特別の事情がある場合にのみ国際予備審査機関に支払う。

3　この手数料は，国際予備審査機関に支払う。この手数料は，一定の条件が適用される場合に90％減額される（附属書Ｃ（ＩＢ）参照）。

ＩＬ	イスラエル特許庁（続き）	ＩＬ
審査しないこととしている対象	ＰＣＴ規則67.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし，イスラエルの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
国際予備審査機関として行動する当局の管轄権に何らかの制限があるのか？	な　し	
委任状の提出要件の放棄		
国際予備審査機関は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄している[4]	
別個の委任状が要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者が出願後に行為をした時	
国際予備審査機関は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄している[4]	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書様式に記載されていなかった者が出願後に行為をした時	

4　国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（ＰＣＴ規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（ＰＣＴ規則90.4(e)及び90.5(d)）。